

(結果公表様式)

第4次東御市行政改革大綱（原案）に関する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件 名	第4次東御市行政改革大綱（原案）に関するパブリックコメント
意見の募集期間	平成30年12月10日（月）～平成31年1月8日（火）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 6件
実施機関	東御市企画振興部企画振興課企画政策係 電話：0268-64-5893 ファックス：0268-63-5431 電子メール：kikaku@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	1
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	4
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	1
計			6

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	パブリックコメントの閲覧・配布場所について 閲覧・配布場所は、市民の目線、動線に配慮し設置されたい。	今後、参考とさせていただきます。	E
2	パブリックコメントに関わる資料等の公表について 第3次東御市行政改革大綱の取組の評価、行政改革審議会、行政改革推進委員会等の名簿、会議資料、議事録の経過資料等の公表が必要である。	今後、参考とさせていただきます。	C
3	「Ⅲ基本方針」について 基礎的自治体の存在意義から基本方針を定めることを提案する。	いただいたご意見を参考に再考します。	B
4	「Ⅳ基本方針の実現に向けた推進項目」について National minimum（国家が国民に補償する最低限度の生活水準）と civil minimum（現代都市における市民生活の必要最低限の基準）の観点からの評価を提案したい。	今後、参考とさせていただきます。	C
	計画等の策定に係る委託業務は、「人材育成と職員能力の向上」の契機を職員から奪っている。委託事業の成果で成長しているか人事考課を実施されたい。	今後、参考とさせていただきます。	C
5	「Ⅴ推進方法」について 行政改革推進委員会、行政改革推進委員会幹事会は、事務事業の執行者であり、一般的には自らの事務事業の行革はできない。	第三者機関である東御市行政改革審議会にて調査審議いただき、改革を推進してまいります。	C